

和歌山県遺伝子検査機器導入事業補助金交付要綱

(目的)

第1 知事は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）患者の受け入れ又は新型コロナウイルス感染症にかかる検査を行う医療機関への遺伝子検査機器等（以下「検査機器」という。）の導入促進のため、医療従事者等の新型コロナウイルス感染症の感染防止及び救急医療体制の維持を目的として検査機器を導入する医療機関に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者、補助対象事業及び補助対象経費等)

第2 この補助金の交付の対象者（以下「補助事業者」という。）、補助金の交付の対象となる事業期間（以下「補助対象期間」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額については、次の表のとおりとする。

区分	対象の要件
Ⅰ 補助事業者	下記の各号のいずれかに該当する和歌山県内の医療機関とする。 (1) 初期救急医療機関 (2) 二次救急医療機関 (3) 三次救急医療機関 (4) その他、感染拡大防止のため知事が必要と認める医療機関
Ⅱ 補助対象期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日
Ⅲ 補助対象事業	検査機器とその周辺機器の購入等 ただし、次に掲げるもののうち、行政検査の対象となる者を除き、知事又は医師が必要と認めたものに対する新型コロナウイルス感染症にかかる検査の使用に限ることとする。 (1) 全身麻酔等の感染リスクのある処置・手術予定者 (2) 分娩前妊婦 (3) 感染の疑いのある病院職員 (4) 救急受診患者 (5) 抗原検査との併用患者 (6) その他、医師が緊急性を認める入院・外来患者 (7) その他、感染拡大防止のため知事が必要と認めるもの
Ⅳ 補助対象経費	次に該当する補助事業の実施に必要な経費 1 検査機器本体の購入費用 2 検査機器周辺機器の購入費用
Ⅴ 補助金の額	補助率 10/10 以内 ただし、1 補助事業者当たり合計で1,617,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

	<p>なお、三次救急医療機関のうち知事が必要と認めるもので、2台以上検査機器を設置する補助事業者については、1補助事業者当たり合計で3,234,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。</p>
--	---

（交付申請書の添付書類の様式等）

第3 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

事業の区分	添付書類	様式
i) 補助金の交付申請の日において既に完了している事業	(1) 事業結果概要書	(別記第1号様式)
	(2) 経費の精算根拠が確認できる書類（事業対象経費にかかる領収書の写し等）	
	(3) その他知事が必要と認める書類	
ii) 補助金の交付申請の日において未了である事業	(1) 事業計画書	(別記第2号様式)
	(2) 経費の積算根拠が確認できる書類	
	(3) その他知事が必要と認める書類	

2 県は、第1項による書類を受理した場合、内容を審査のうえ、補助金交付決定時に当該補助事業者に通知する。

（補助金の変更交付申請）

第4 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別記第2号様式による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて、速やかに提出するものとする。

（交付の条件）

第5 規則第6条の規定により補助金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (3) 前号の財産は、第6の第2項に定める期間内において知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
- (5) 規則第20条ただし書に規定する知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はこれに準

ずるものと認められる期間とすること。

(6) 前号の規定により知事の承認を得て第2号の財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。

(7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第6 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

実績報告書の提出を要する事業	添付書類	様式
第3の表の事業の区分の欄のii)に該当する事業(同表の区分の欄のi)に該当する事業は含まない。)	(1) 事業結果概要書	(別記第1号様式)
	(2) 経費の精算根拠が確認できる書類(事業対象経費にかかる領収書の写し等)	
	(3) その他知事が必要と認める書類	

(交付申請の日以前に完了した事業の取扱い)

第7 補助金の交付申請の日以前に完了した事業の実績報告については、規則13条の規定にかかわらず、規則第4条に規定する補助金等の交付申請により当該実績報告があったものとみなす。

2 交付申請の日以前に完了した事業に係るこの補助金の額の確定は、規則第14条の規定にかかわらず、規則第5条の規定による補助金の交付決定により当該補助金の額の確定を行ったものとみなす。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和3年3月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。